

## 議案第10号

### 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月6日

つくば市長 五十嵐立青

#### （提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証は改正法の施行日以降は発行されなくなることに伴い、規約別表中の被保険者証等の用語の整理を行うほか、関係市町村の共通経費負担金の納入額算出に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日などの整理を行うため、この規約案を提出するものである。

## 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）の一部を次のように変更する。

第 11 条第 3 項を削る。

別表第 1 第 2 号及び第 3 号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第 2 備考中「3 月 31 日」を「1 月 1 日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第 1 の規定は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の別表第 2 備考の規定は、令和 7 年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和 6 年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

新 旧 対 照 表

○ 茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）

変 更 後		変 更 前					
<p>（執行機関の組織）</p> <p>第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。</p> <p>2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>		<p>（執行機関の組織）</p> <p>第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。</p> <p>2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p><u>3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</u></p>					
<p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <p>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>2 <u>資格確認書等</u>の引渡し</p> <p>3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付</p> <p>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>5 保険料に関する申請の受付</p> <p>6 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>		<p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <p>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</p> <p>3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</p> <p>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>5 保険料に関する申請の受付</p> <p>6 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>					
<p>別表第 2（第 18 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>負 担 割 合 等</td> </tr> </table>		区 分	負 担 割 合 等	<p>別表第 2（第 18 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>負 担 割 合 等</td> </tr> </table>		区 分	負 担 割 合 等
区 分	負 担 割 合 等						
区 分	負 担 割 合 等						

変 更 後		変 更 前	
1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%	1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%
2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額	2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
3 保険料その他の納付金 (高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村が納付すべき額)	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額	3 保険料その他の納付金 (高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村が納付すべき額)	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額
<p>備 考</p> <p>1 人口割の算定は、前年度の<u>1月1日</u>現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割の算定は、前年度の<u>1月1日</u>現在の住民基本台帳に基づく満 75 歳以上の人口による。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第 1 の規定は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。</p>		<p>備 考</p> <p>1 人口割の算定は、前年度の<u>3月31日</u>現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割の算定は、前年度の<u>3月31日</u>現在の住民基本台帳に基づく満 75 歳以上の人口による。</p>	

変 更 後	変 更 前
<p>(経過措置)</p> <p>2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。</p>	